## 生活援助の方法

- I. 生活援助とは
- Ⅱ. 調理のいろは
- Ⅲ. 掃除のいろは
- IV. 洗濯のいろは
- V.生活を支えるということ







## I. 生活援助とは

1. 市独自基準の訪問型サービス(訪問型サービスA)

提供するサービスの内容は従前の<u>介護予防訪問介護で提供していた生活援助</u>と 同様のサービス(身体介護は行わない)。

※ ただし、自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助(老計10号1-6)に ついては提供可能です。

## 2. 訪問型サービスAで提供している生活援助

- 適切なマネジメントに基づく提供利用者の状態等を踏まえ、適切なマネジメントに基づいて提供されることとなる。
  - ① 利用者に自力で困難な行為(掃除、買い物、調理等)がある
  - ② 同居家族による支えや地域の支え合い・支援サービスや他の福祉政策 などの代替サービスが利用できない

ケアマネジメントによる個別の判断を経た上で、サービスが提供されるものであることを踏まえる

● 利用者の個別性を踏まえたサービスの提供

ホームヘルプサービスは、居宅という利用者の生活基盤を援助するものであるので、本人ができることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の生活の基盤が急激に変化しないよう、利用者の生活のリズムを見極めながら、長期と短期に分けて目標を共有し、徐々に本人の意欲を引き出していき、生活の向上を図っていくことが重要。

西東京市くらしヘルパー養成研修 生活援助の方法

発行/平成28年11月1日 西東京市 令和3年10月1日 第4刷発行 初版作成/ヒューマンライフケア株式会社

無断転載·複製禁止